

平成27年第3回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月16日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時27分散会

---

本日の会議事件

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君

---

市立病院長  
市立務局局長  
三好信之君

---

教育委員会会長  
教務委員長  
千田秀昭君  
教育委員会会長  
安川登志男君

教育委員会  
生涯学習部長

菅井勉君

---

農業委員会  
会長職務代理者

飛世薫君

農業委員会  
農事事務局  
局長

小ヶ島清一君

---

監査委員

吉田博行君

監査委員  
局長

竹内雅彦君

---

#### 事務局出席者

議会事務局長

石川敏君

議会事務局  
議長

浅利知充君

議会事務局  
総務課主査

前畑美香君

議会事務局  
総務課

粕谷幸広君

---

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

---

○議長（丹 正臣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） ここで、副議長と交代いたします。

---

○副議長（谷口隆徳君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。15番 粥川 章議員。

○15番（粥川 章君）（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、第3回定例会に当たりまして、一般質問を行います。

最初に、天塩岳道路豪雨災害について質問させていただきます。

天塩岳は昭和53年、北海道から道立自然公園の指定を受け、毎年6月の第1日曜日、道内で一番早い山開きが道内外の登山者によって行われ、26年度における延べ人数は約2,600人となっています。

士別市の重要な観光資源として、より一層の振興を図るべく、昨年、天塩岳・手塩川魅力発信プロジェクトが予算化され、このことから、トオヤマ会長を初めとする議員会10名が去る10月10日、市道朝日天塩岳道路を經由してヒュッテの管理状況や下山してきた登山者に感想等を聞くなど、また、ポンテシオダム発電所においては、企業局から発電システムについて施設での説明を受けるなど、改めてこれらの施設が果たしている重要性を認識したところであります。

その後、7月31日から8月1日にかけて、朝日茂志利地区の大雨は総雨量153ミリに達したことから、天塩岳道路は路面流出5カ所、土砂崩れ4カ所の被害が発生し、ポンテシオダムより9キロに及ぶこの道路は現在、通行どめとなっておりますが、既に迅速な対応がとられ、復旧費の積算や工期について、関係機関と協議がなされているとのことであります。改めて現在までの経過と復旧に向けた現時点での見通しについてお尋ねをいたします。

さらにお尋ねいたしますが、この道路は、林野庁から市に対して無償による貸し付けが行われております。この国有林や無償貸付契約書によりますと、貸付期間は5年ごとに更新できることになっておりますが、貸し付けに当たって、実地調査等にかかわる義務、貸付物件の維持保全義務、流木の保護義務、災害等の防止義務、安全確保義務、原状回復義務が課せられています。このうち、災害等の防止義務については、今回のような災害復旧に向けての処置に要する費用全て借受者が負担しなければならないようになっております。

そこでお尋ねしますが、市がこの道路の除雪や路面の整備に要する日数と経費は、おおむね

どの程度になるのでしょうか。

天塩岳周辺は、道が指定している自然公園であること、さらに、水源涵養保安林として森林管理者がかかわっていることなど、公共事業性も高いものと思われます。今回の災害は自然災害であり、完全復旧に要する費用は多額になることが想定され、また近年、この時期における豪雨災害の発生頻度が高い傾向にあることから、市が負っているこのような義務は過重過ぎるのではないのでしょうか。この契約によれば、道路の維持管理、災害復旧工事等の主幹機関、事業主体は市にあることになるわけですが、これらの関係は適正とお考えでしょうか。

天塩岳・手塩川発信プロジェクトが今後よりよく推進していくたにも、天塩岳周辺における維持管理について、新たな角度で関係機関と協議をするべきと考えますが、御所見を伺います。

(降壇)

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

粥川議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から復旧に向けての進捗状況について答弁申し上げ、国有林野無償貸付契約については、朝日総合支所長から答弁申し上げます。

粥川議員お話のとおり、7月31日から8月1日にかけて天塩岳上空を中心に、延べ16時間にわたり局地的大雨となりました。総雨量については、昨年8月に記録した186ミリを下回ったものの、3時間当たりの短時間降雨量は、平成10年以降最大となる89ミリに達しました。この影響により、市道朝日天塩岳道路及び同路線内に設置している朝竜橋に甚大な被害が発生しました。8月1日早朝には、現地で被害状況を把握するとともに、天塩岳ヒュッテ駐車場の状況を調査し、幸いにも登山者がいなかったことを確認した後、通行どめの対策を講じたところで

す。

初めに、復旧に向けた協議経過についてであります。

被災後、速やかに道路用地の所有者である上川北部森林管理所を初め、上川総合振興局など、関係機関に報告するとともに、8月3日には被災面積等の概要を把握するため、現地測量を実施、5日には北海道に対し、被災延長330メートル、被害額3億5,000万円の被害報告第一報を提出するなど、公共土木施設災害復旧事業に向けた取り組みを進めてまいりました。この第一報を受け、7日には北海道河川砂防課職員が来土し、被災状況の確認が行われたところです。

このたび被災した道路は、国有保安林の指定区域内であり、工事施工に当たっては、保安林指定の解除が必要となるため、8月12日に上川北部森林管理所と協議を行ったのを初め、以降、河川及び天塩岳自然公園を管理する北海道、災害復旧事業の工法及び事業費の査定機関である北海道開発局、保安林に関する許認可機関となる北海道森林管理局等関係機関に対し、早期復旧に向けた協力要請を行ったところです。

次に、今後の見通しについてであります。

現在、国土交通省による平成27年災害第4次査定における現地調査及び設計審査が9月末に

予定されており、この審査を経て、復旧工法及び事業費が確定した後、保安林解除申請等の事務を進めることとなりますが、朝日天塩岳道路は、本市の貴重な観光資源である天塩岳登山道につながる唯一の道路であり、地域経済に与える影響も大きく、加えて、広大な面積を有する国有林やポンテシオダムの管理等、重要な役割を担う路線であることから、関係機関協力のもと、早期復旧に向け、鋭意取り組んでまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 藤森朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（藤森裕悦君）（登壇） 私から、国有林野無償貸付契約についての御質問にお答えいたします。

市道朝日天塩岳道路は、総延長17キロメートルのうち、ポンテシオダムから天塩岳ヒュッテに至る約9キロメートル、面積20万8,699平方メートルが国有林野にかかるため、昭和62年4月からこの部分を道路敷地として、当時の朝日営林署との間で無償貸付契約を取り交わし、現在に至っているところであります。

最初に契約内容について御質問がありましたが、お話のとおり、この貸付契約は5年ごとに更新できることとなっております。貸付に当たっては、実地調査等にかかわる義務のほか、標識等の設置、維持保全、立ち木の保護、災害等の防止、安全確保、原状回復についての義務が課せられており、これらに係る費用は全て借受者である市が負担する内容となっております。

次に、この道路の除雪、路面の整備に要する日数と経費についてであります。まず、除雪の部分については、毎年、天塩岳山開きに向けた春の雪割り作業のみ行っており、過去3年間の実績で申し上げますと、平成24年度は2日間の作業で経費が4万5,000円、25年度は4日間で12万6,000円、26年度は1日で3万9,000円となっております。

次に、路面整備の部分であります。毎年春に砂利の敷きならしと夏に草刈り作業を行っており、同じく過去3年間の実績では、平成24年度は砂利代に20万8,000円、作業日数は1日で経費が1万円、25年度は砂利代に65万4,000円、作業日数は3日間で4万3,000円、26年度は砂利代に54万円、作業日数は2日間で4万1,000円となっております。草刈り作業につきましては、作業日数は全て1週間で、委託料は、平成24年度が61万4,000円、25年度が70万1,000円、26年度が77万8,000円となっております。

また、このほかに毎春の融雪量の度合いにより、道路の一部が損傷があることから、随時その補修を行ってきておりまして、維持補修費については、平成24年度が10万円、26年度が道路側溝補修で17万7,000円を支出しております。

そこで、この貸付契約によって市が負っている義務が過重ではないかとの御質問ですが、この貸付契約で借受者として市が負っている義務については先ほど申し上げたとおりであります。これは、昭和53年に天塩岳を中心とした地域が道立自然公園に指定されて以降、当時の朝日町では、天塩岳やポンテシオダム、手塩川の溪流等を岩尾内湖とともに観光の目玉として観光客の誘致を図っていく計画を持っていたことから、関連する道路の整備が急務でありました。

それまで天塩岳周辺の観光には、林道として営林署で使用している部分を利用しておりましたが、交通事故防止や利用者の利便性の向上を図ることを目的に、町道として整備するため、無償でこの林道の貸し付けを受ける際の条件となったものです。

しかしながら、議員お話のとおり、契約書には災害等の復旧や防止のための施設の設置など、市が全て負担しなければならない内容となっておりますことから、上川北部森林管理所に対して、市のみ負担ではなく、災害の原因によっては、負担する割合や双方協議ができるなど、この契約内容の変更について申し入れを行っており、上部に報告する旨の回答をいただいております。

今後につきましては、上川北部森林管理所が3年前、天塩岳登山道に案内看板を設置するなど、登山道の整備にかかわっていただいた経緯もあり、また、天塩岳周辺地域は道立自然公園ともなっておりますだけに、今後の天塩岳一帯の維持管理につきましては、引き続き市や朝日山岳会が中心となり、上川北部森林管理所や上川総合振興局など、関係者による協議を行う場の準備を行い、より安全・安心に登山をしていただける環境整備や観光情報発信など、天塩岳・手塩川魅力発信プロジェクト拡大に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。

天塩岳や天塩岳周辺には、6月の山開きから10月半ばのヒュッテ閉鎖まで、毎年約2,600人の方々に来ていただいておりますことから、今後も多くの登山客が訪れ、豊かな自然が残る山城を満喫していただけるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 粥川議員。

○15番（粥川 章君）（登壇） 次の質問は、職員の適正配置と業務量についてであります。

平成17年に旧朝日町と士別市が合併してから10年が経過し、本年は士別市においても、その節目を祝う行事が開催されています。合併による効果を検証し、よりよいまちづくりに役立てるという点では、10年という節目だけではなく、今後も定期的に検証が加えられることを心から期待しております。

合併時には2市町の全職員が合わさることで、同規模の市に比べて一時的に膨らんだ職員数や重複する業務なども、順次適正化されてきました。行政に求められる市民のニーズは、より高いクオリティーでの対応が求められ、その業務を担う職員には、より専門的で適切な職務が必要となっていると考えます。

職員がその職務に関して学ぶ機会がどの程度用意され、それにはどの程度の参加者があるのでしょうか。そして、その回数や参加者数は十分とお考えでしょうか。

次に、病院を除く士別市役所全体でお伺いしたいのですが、現在の職員数はどの程度のものとなっているかという点です。

職員採用などは計画的に行われているものと思いますが、これらの計画での数と合わせて、現在と近い将来についてもお示しください。そして、その職員数に対しての業務量はどのようになっているかの点でもお尋ねいたします。一部に負荷の大きい担当部署があったり、過重な

仕事が特定の職員にしわ寄せされるようなことにはなっていないかということもお伺いしたい点です。不適切な業務分担などはないものと考えますが、改めて職員数と業務量の適正化という点での市長のお考えをお聞かせください。

朝日地区についてもお尋ねをいたします。

合併時には激変緩和を視野に入れた合併特例区が設けられましたが、5年という有限のものでした。現在では特例区の終了に伴い、土別市として一体化した政策が実施されています。

現在の朝日地区には総合支所が置かれ、合併前に近い質の住民サービスを実施すべく、職員の皆さんが努力されていると認識しています。しかしながら、合併時から比較しますと、総合支所の職員数が激減していると感じられます。この点につきまして、職員数の推移及びその理由に加え、業務量は変化しているのか教えていただきたいものと思います。

また、現在の総合支所では、市役所本庁のほとんどの仕事に対応していますが、本庁では担当課が複数の職員で一つの仕事に専心しているのに比べ、総合支所では少人数の職員が幅広い仕事を担当しています。これら職員一人一人の担当している仕事の種類や量は適切なものなのでしょうか。

会議や打ち合わせなどでは、総合支所の管理職を含めた職員が複数の部にまたがって出席するという現状もあるとお聞きしています。実際に私が総合支所で用事で参りました折にも、結構な割合で管理職などが用務で本庁に出向いているということが見受けられます。年間にどれほどの回数の会議などで本庁に出向く機会があるのかはわかりませんが、往復で1時間ほどを要する距離を何度も行き来することは、効率的であるとは思えないのですが、これについては現状の方法もやむなしとお考えでしょうか。

市民との協働によるまちづくりには、市職員の力が不可欠です。よりよいまちづくりのために、職員が適正な環境で仕事を進めていくことはとても重要なことであると考えます。そのためにも、現状の職員数や業務量が適切でゆとりのあるものであることは、より細かな市民サービスにつながっていくための最低条件の一つであると思いますが、市長の御見解をお伺いし、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、職員が職務に関して学ぶ機会についてですが、本市では職務遂行に必要な専門的知識の習得や技術の向上はもとより、職員としての資質を高めるため、さまざまな研修を実施しているところです。その内容は、自己啓発、職場研修、職場外研修と、大きく3つに区分しており、特に職場外研修については、課題別に外部講師を招いて集合研修として実施しているところです。昨年度の集合研修の実績としては、政策立案や協働のまちづくりなど、11項目について実施し、延べ172人が参加しております。また、千葉県にある市町村アカデミーや札幌市の北海道市町村職員研修センターなどの研修施設で開催されるテーマ別研修にも、毎年4人程度の職員を参加させているところであります。このほか、各職場においては、勉強会などの職

場研修を実施し、自己啓発としては、自主研修グループが政策課題の調査研究などを実施しているところでもあります。さらに、一般社団法人士別青年会議所に毎年2人を派遣しているほか、隔年でみよし市への派遣研修も実施をしております。

このようにさまざまな形で職員研修を実施しているところであり、講演会などへの参加など、日ごろの自己研さんも促しているところですが、時代の変化とともに、より専門的な知識が求められている状況にもありますので、今後も研修内容の充実に努めてまいります。

次に、現在の職員数についてであります。

本市では、効率的かつ効果的な行財政運営と安定した市民サービスの提供に向けて、事務事業の遂行に必要なかつ適正な定員を管理するため、定員適正化計画を策定してまいりました。この計画の職員数を基本に、各職場の実情や退職者の動向などを踏まえ、採用人員を決定しております。平成26年度を初年度とする現在の適正化計画では、地方分権に伴う権限移譲や新規事業によって業務量が質、量ともに増加傾向にあることを踏まえる一方で、社会福祉法人三愛会へ派遣している職員の今後の派遣終了を勘案するとともに、人口減少分の補正として、毎年1人を減員するものとし、26年4月時点の344人に対して、30年4月時点では328人にする計画としております。

本年4月の現状としては、新たな政策課題への対応などに伴うフルタイムでの再任用職員の任用や定数管理を別に行っている市立病院からの人事異動などにより、計画職員数339人に対し、実職員数は342人となっております。

次に、業務量について、特定の職員に過度な負担になっていないかのお尋ねがありました。新たな行政需要や事務事業の発生などに伴い、一時的には繁忙となっている職場や、それに伴い超過勤務が増加している場合もありますが、各部のヒアリングも行う中で、業務の現状や人員の状況などの把握に努め、できるだけ平準化を図っているところであり、特定の職員に過度な負担が生じないように努めているところであります。

厳しい財政状況の中で、その時々に合わせて職員を増減していくことは困難でありますことから、今後も現状の組織機構や事務事業の見直し、あるいは職員の創意工夫のもとに、効率的かつ効果的な業務態勢づくりを進めてまいります。

次に、朝日総合支所の職員数の推移とその理由、業務量についてであります。

合併時の職員総数は、病院の医療職を除いて427人であり、そのうち総合支所の職員数は40人でありましたが、本年4月の職員総数は85人減の322人となっており、機構上の朝日支所の職員数は19人となっております。しかしながら、この人数は、以前は総合支所の所管としていたあさひ保育園をこども・子育て応援室の所管としたことや、総合支所で業務に当たる保健師の所属を保健福祉センターとしたことなどによるものであり、実質的には25人が朝日担当として勤務をしております。

なお、全庁的に職員数を減員してきている状況の中で、本庁と総合支所の間での業務分担の変化や組織機構の見直しなどにより、人員の配置についても随時見直しを行ってきたところで



ありまして、現在の総合支所の人員は、合併当初、本庁と総合支所でそれぞれ担っていた財政、企画、職員担当など、総務関連業務の一部や、林務業務、建設、道路などの設計業務を本庁に集約したこと、さらには合併特例区業務や朝日町史の編さん業務が終了したことによるものでありまして、本庁と比べて業務量が過度であったり人員が極端に少なかったりという状況にはないと考えております。

次に、会議や複数の部にまたがった業務の打ち合わせなど、総合支所を離れる機会が多いのではないかとありますが、総合支所の職員が本庁に出向く主な機会としては、通常業務に関する打ち合わせや定例的な会議のほか、各種計画の策定や全庁横断的な取り組みにかかわる会議などがあります。これらについては、総合支所としても、しっかりとかかわっていく必要があります。現状においては担当者が総合支所を一時的に離れることについては御理解をいただきたいと存じますが、会議のあり方など、できるだけ効率化に努めてまいりたいと考えております。

お話のとおり、快適な職場環境や適切な業務量のもとで、職員が職務に当たることは、よりよい市民サービスを提供する上でも重要でありますので、今後も職場実態の把握などに努めながら、職員がその能力を十分に発揮できる職場づくりを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 9番 遠山昭二議員。

○9番（遠山昭二君）（登壇） 第3回定例会に当たり、通告に従い、一般質問を一括方式でいたします。

最初に、生活困窮者支援についてお尋ねいたします。

4月から生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前段階の人を早期に発見し、働いて自立できるよう、福祉事務所のある全ての自治体が生活困窮者に対する自立支援に取り組んでいくことになりました。

生活保護は、最後のセーフティーネットであり、最低生活保障のための安全網でもあります。困窮から脱却していくことを支援する仕組みではありません。生活困窮者自立支援制度は、この最後のセーフティーネットの、いわば手前にもう一つの安全網を張ろうとするものであります。

厚生労働省は、今年1月に生活保護受給者世帯が161万8,000世帯となり、過去最多を更新したと発表いたしました。受給者数は217万人に上ります。また、平成27年度予算では、国の生活保護は2.9兆円計上されていますが、本市の生活保護の状況はどうなっているか、まずお尋ねいたします。

不安定な雇用が増えた結果、働く世代の増加が目立っています。生活保護を受けるまでに困窮してから就労や自立より困難になります。早期の支援は、長期的に生活保護の軽減にもつながり、人口減に伴う労働不足を補う効果も期待されます。新制度のもと、自治体に総合的な相談窓口の設置が義務づけられておりますが、士別市の生活困窮自立支援制度の対応状況はどう

なっているのでしょうか。

これらは、福祉分野の取り組みだけではうまくいきません。まずは福祉と雇用の連携、さらには農林商工業と福祉の連携、高齢者支援と生活困窮支援者の政策統合など、総合力を問われると考えます。新制度には、全庁舎的に取り組み、生活困窮自立支援制度をどう生かすかを考えなければならぬと思います。

困窮者は孤立しがちで、支援の情報が届きにくく、また、みずから窓口を訪れる人は少ないと思います。本市ではどのような情報を流しているのかお知らせください。

困窮者が抱える問題が失業、心身の病気、借金、引きこもりなど、いろいろですが、総合的に絡み合う場合が多く、的確に対応できる支援、職員も必要だと思えます。また、自立を支えるのは就労や訓練の受け皿となる協力企業、団体の確保が欠かせないと思えます。地元企業のデータベースを整備し、受け入れ先を開拓し、企業と継続雇用に向けた連携も必要となります。

本市では、介護、現業など、人手不足が深刻な分野で困窮者の活躍を図る支援はどのように考えているかお知らせください。

質問の2点目は、羊と雲の丘の道路についてお伺いいたします。

士別市の観光スポットに建つレストラン羊飼いの家、世界のめん羊館は、国道239号の観月橋を左折し、1.7キロほどのところにあります。昨年は大規模改修で、今春リニューアルオープンしたレストラン羊飼いの家。年度途中でありますが、入場者数、売り上げとも、前年度を大きく上回るなど、リニューアル効果があらわれています。観光客や市民の注目を集め、これから秋の観光シーズンに向けて、大きな期待を持っていると思えます。

そこで、以前に学田地区の人たちが地域の要望で道路の新設を要望したと聞いております。市内学田の市文化財、祖神の松、士別学田林道ランニングコースの入り口の南側からレストランに行く道路を新設してはどうでしょうか。距離にして500～600メートルだと思います。学田の人たちが道路を新設されると、距離も近くなり、家族でも夜など食事に出かけたいということです。

先般、ウッドテラスの完成で、広々としたテラスから放牧羊が一望できます。また、今年度実施される遊歩道、花壇、ラベンダー畑の整備により、国道を通る市外の方も近く、見えるレストランを訪れる人も多くなるのではないかと思います。

羊と雲の一带の整備の一環として、ぜひ実現させていただきたいと思えますが、お考えをお聞かせください。

現に、国道からレストランに向かう市道は200メートルぐらいあります。そこから山林は市の所有で、市民の要望であります実現に向けて、ぜひとも検討していただきたいと思えます。

最後に、士別市公園施設の整備について質問いたします。

公園施設の計画や管理の方針や長寿命化対策を求め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図る目的として、昨年5月に士別市公園施設長寿命化計画が策定されました。これから予防、保全の管理による長寿命化対策を含めた計画など、改

築等の推進を図られていくことと考えております。

そこで、この士別市公園施設長寿命化計画における公園の優先順位という点、最優先となる、今現在、つくも水郷公園を初め、ふどう公園、やよい緑地などがあります。次いで、街区公園となっています計画の対象公園については、地域の実情に合わせた公園管理の判断に進めることとなると思いますが、街区公園の地域公園等は、どこの公園も防護柵の腐敗、遊具の塗装のはがれ、イカンが悪く、また、遊具は安全確保に最優先すべきと考えますが、計画における取り扱いなど、どのようになっているのでしょうか。

規模の大きなつくも水郷公園の整備もよいですが、小規模であって、子供たちの利用する遊具が多い近くにある公園整備も重点的に取り組む必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

また最近、全国の公園で中高年が楽しむ遊具が増えております。ストレッチやツイスト、ジャンプ、屈折などの運動ができる大人用健康遊具です。

国土交通省の調査によると、全国の健康遊具は、平成10年で5,690台が、平成22年には2万583台と、4倍近くに増えております。少子高齢化で子供の公園利用者が減少する一方で、公園に集う中高年が増加し、健康づくりや老化防止に役立ってもらおうと、各自治体が力を入れているそうです。

そこで、本市も健康長寿日本一を目指すのであれば、市民に身近な公園で、日ごろの運動不足を解消し、病気の予防などに役立てていただきたいと思っております。例えばリズムボード、バランスの円盤、足腰のベンチ、エアロビクスサイクリング、背伸ばしベンチなどの健康遊具を設置してはどうでしょうか。市のお考えをお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

(降壇)

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から生活困窮者自立支援について答弁申し上げます、羊と雲の丘の道路については経済部長から、公園施設の整備については建設水道部長からそれぞれ答弁申し上げます。

本市における近年の生活保護の状況についてですが、平成24年度における保護世帯数は209世帯で、保護人員は297人となり、保護率は1.38%と、過去最大となりましたが、25年度以降減少に転じ、27年1月現在の受給世帯数は203世帯で、受給者数は276人、保護率は1.34%となっています。また、生活保護費については、約4億円の実績で推移しており、27年度の予算額は4億1,832万2,000円となっています。

次に、生活困窮者自立支援制度の対応状況についてですが、本年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、本市におきましても、法律の必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業を実施しており、相談支援事業については、生活保護ケースワーカーを指導監督する査察指導員が主任相談支援員を兼務し、新たに専任の相談支援員1人を配置する中で相談支援業務に当たっています。

生活困窮者が抱えている問題は、遠山議員お話のとおり、さまざまな要因が複合的に絡み合っている場合もあることから、あらゆる社会資源等を活用して、対象者に対するより適切な支援を行うことが必要であるため、社会福祉協議会の職員及び庁内の各部・次長職をメンバーとする支援調整会議を設置し、支援内容について総合的な検討を行いながら、相談支援業務に当たっています。

今年度の本制度の市民や各関係機関への周知につきましては、市ホームページへの掲載を初め、広報しべつ4月号の折り込みとして、パンフレットを全戸配布するとともに、庁舎内の窓口にもパンフレットを設置しているほか、地域担当職員などによる高齢者実態調査時において配布する暮らしに役立つ相談窓口の紹介パンフレットへの掲載などを通じ行っています。また、市民の最も身近な相談窓口である民生委員、児童委員を初め、ハローワーク、市の税務担当部署や国民健康保険部署、年金相談部署、市立病院のソーシャルワーカー、地区担当保健師、さらには社会福祉協議会や障害者相談支援センター、障害者団体とその支援団体から成る自立支援協議会などの各関係機関にも制度の説明を行いながら、生活困窮者の早期発見と早期支援に努めているところです。

次に、就労に対する支援についてですが、職業がなく生活困窮に至った場合で、対象者に就労意欲がある場合の支援策としては、ハローワークで実施している失業時に新たな分野で稼働できるよう、給付金を受けながら技術を身につけることができる求職者支援訓練事業や士別地域通年雇用促進協議会が行っている季節労働者を通年雇用に導くための資格取得を目的とした人材育成事業など、既存の支援事業の活用のほか、現在、市とハローワークとの間で締結している生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定に基づき、生活保護受給者や生活困窮者の心身の状況や職業に対する意向などの情報を双方で共有し合いながら、対象者がより適した職業につくことができるよう支援しています。

しかしながら、生活困窮に至る要因は、失業だけではなく、病気や引きこもり、あるいは障害などにより、長期にわたって職業についていないケースもあり、就労意欲の低下や基本的な生活習慣の乱れなど、就労に導くに当たって、多くの課題を抱えている場合も想定されます。このような場合には、相談者が生活困窮に至った経緯なども十分に考慮しながら、ボランティア体験や就労体験など、就労に向けた訓練等を通して、就労意欲の喚起や生活習慣の改善を図っていくことも必要であると考えます。

したがって、まずはこのような支援の可能性について、人手不足が深刻な分野も含めた地元の企業や団体などと商工会議所や商工会、福祉事業所などの関係機関とも連携を図りながら協議を行ってまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君）（登壇） 私から、羊と雲の丘の道路についてお答えいたします。

本市の観光拠点施設であります羊と雲の丘につきましては、平成4年に羊飼いの家を建築し

て以来、世界のめん羊館、バーベキューハウス、百樹園等の一体的な整備を進め、これまで羊の毛刈りショーや牧羊犬によるシープドッグショー、さらには羊毛工芸などの観光資源を活用し、見て、食べて、体験することを基本とした体験型観光を推進してきたところでございます。

こうした中で、平成27年のひつじ年を迎えるに当たり、建築後22年を経過しております羊飼いの家など、羊と雲の丘一带の再整備を進めるため、25年6月に16人で構成する羊と雲の丘観光振興プロジェクトを立ち上げ、検討協議をいただき、その結果、本年4月26日に羊飼いの家をリニューアルオープンしたところであります。

リニューアルオープン以降、多くの市民や観光客に来訪いただき、8月末の入り込み客数は2万6,000人と、前年と比べて6,000人の増加であり、また、売上額は3,970万で、前年比660万円の増加となったところであります。

本年8月には羊飼いの家の1階放牧場側にウッドテラスが完成し、また先日、トヨタ工業学園専門部の学生によりますフラワーガーデンや遊歩道の整備を行っていただいたところでございます。

今後はラベンダー園造成や放牧場樹木植栽などを予定しており、ひつじ年を契機に、さらなる飛躍を目指すサフォークランド土別のシンボル施設として、より一層羊と雲の丘一带の整備を進めてまいります。

そこで、学田西3号線を延伸し、国道239号線からのアクセスを改善することについてではありますが、お話のように、現況として、国道から私道が200メートルほどあり、そこから山林となっております。この路線は急傾斜なため、道路を新設するとなりますと、じくざくな道路が必要であり、また、多くの来訪者が利用する道路とするならば、一定の幅員が必要となっておりますことから、多額な事業費が想定され、道路新設は極めて難しいものであり、現在、羊と雲の丘へのアクセス道であります学田西土別線を御利用いただくことが最善の策と考えているところであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） 公園施設の整備についてお答えいたします。

公園施設長寿命化計画は、都市公園施設の安全性の確保及び遊具など、施設の維持管理から更新までのコスト縮減を図ることを目的に策定しました。

本計画では、公園に設置している遊具などの損傷度合いにより、A判定、損傷が認められないから、D判定、早期な修繕または更新が必要であるまで4段階による判断基準を設定しています。

遠山議員お話のつくも水郷公園などの整備計画を最優先とした経過についてであります。昨年5月に計画を策定した際の点検結果から、対象とした27公園、1,687の遊具施設のうち、修繕が必要と判断したC判定及びD判定の施設は、全体の約7%、118施設であり、このうち、つくも水郷公園、ふどう公園、やよい緑地に設置している10基の遊具がデータ判定となったた

め、優先して整備を進めたところでは、

次に、街区公園、いわゆる児童公園や地域公園のフェンスの腐食、遊具の塗装劣化の状況と安全確保についてであります。

公園施設については、開園期間中の安全を期するため、週4回、目視による遊具の点検及び週6回の清掃を実施しており、点検時の状態に応じて、その都度溶接や塗装を施すなど、安全で清潔な施設の維持に努めています。また、経年劣化が進んだ遊具施設の更新についても、総合計画及び公園施設長寿命化計画に基づいて、順次進めているところです。

最近の主な整備状況としましては、平成23年には観月児童公園の遊具を更新、以降、あおば児童公園、丸武児童公園、上士別児童公園などを整備、本年度はつくも水郷公園、やよい緑地、東山児童公園を整備するなど、この5年間で12公園、70基の遊具やフェンス等の更新を実施しており、今後も計画的に進めてまいります。

一方、このような公園整備に加えて、地域自治会や公園利用者による公園施設の補修や塗装作業の取り組みも行っていただいています。昨年、ひばり児童公園、さつき児童公園では、地域自治会の親子約50人による遊具やフェンスの塗装作業の取り組みを初め、宮下公園に設置している船のモニュメント、通称宮下丸の塗装では、図柄の考案から塗装作業まで、士別小学校の児童が中心となり実施していただきました。また、本年6月、士別塗装組合青年委員会による社会貢献事業、南郷児童公園の遊具塗装の際には、しべつ土曜子ども文化村の生徒16人が自主的に参加し、プロによる指導のもと、真剣な表情で作業に取り組んでいたところです。さらに、8月22日に開催したつくも水郷公園池の水浄化大作戦では、2歳から80歳代までの市民約100人の参加をいただくなど、こうした公園ボランティア的な活動に参加する市民は年々増えておりますことから、今後においても市民参加につながる魅力ある事業の推進に努めてまいります。

次に、健康遊具の設置についてであります。

遠山議員お話のとおり、近年、市民の健康意識が高まり、ウォーキングや散策の途中で公園に立ち寄る姿が多く見られるなど、公園の利用形態も徐々に変化しています。このような中、無理なく楽しみながら運動不足の解消、健康寿命の維持に効果的とされる健康遊具への関心が高まっています。

公園に設置する遊具の選定に当たっては、子供から高齢者にわたる広範な市民の声を反映できるように、地域説明会の開催を初め、子ども議会や子ども夢トークでの提言、さらには地域内の保育所、幼稚園、小学校、老人クラブにアンケートを実施するなど、遊具選定の際の参考とする取り組みを進めてまいりました。こうした取り組みから、健康遊具については、平成24年に中央公園に設置したのを初め、以降、あおば児童公園、上士別児童公園、宮下公園などに設置。本年度は東山児童公園に設置をしました。主な健康遊具として、背伸ばしベンチ、ツイストボード、スタンドストレッチなど、現在、7公園に14基を設置しています。

今後においても、子供向け遊具と健康遊具のバランスや機種を選定に配慮しながら、幅広い

年齢層の市民に親しまれる公園づくりに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 遠山議員。

○9番（遠山昭二君） 1点だけ要望というか、お願い。

先ほど、羊と雲の丘の道路なんですけれども、難しいと言わないで、これから恐らく観光も、羊と雲の丘と水郷公園でなるのではないかと思います。車も通れなくてもいいですから、今の道路も車は行けるんですか、200メートルぐらい。あと、人間通るぐらいでも道路をつくっていただければ、地域の要望ですので、長い目でよろしくお願い申し上げて、私の質問といたします。ありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） 5番 渡辺英次議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答にて一般質問をいたします。

1つ目の質問は、権利擁護に関する質問をいたします。

今日の日本は、急速な高齢化社会を迎えていることで、今後大きな問題点に直面することになります。

国が取り組んでいる社会保障と税の一体改革も、これからさらに深刻化する超高齢化社会に対応するためのものであり、避けては通れない施策であると考えています。

医療、介護の面では、それぞれ費用も増加することから、負担率の増加も大きな問題となることや、実際の現場では、人手不足が生じ、満足なサービスが受けられなくなることも非現実的なことではありません。

また、高齢化が進むと同時に進行するのが少子化であり、今後私たちやこれから生まれてくる子供たちが安心して暮らしていける社会をつくっていくのは、国の施策だけを待っているのではなく、地方自治体で取り組んでいかなければいけない施策は全面的に前に出さなければならぬと考えています。

そういったことを踏まえ、まずは本市における今後の高齢化率の推移をお知らせください。

次に、権利擁護に対する本市の考えをお聞きいたします。

高齢化社会を迎えることで、先ほど来お話ししたとおり、医療、介護、また年金、生活保護など、暮らしを支える社会保障制度とサービスの充実が求められる今日ですが、高齢化が進むということは、認知症などにかかる割合も増加するということになり、判断能力が低下し、自分の意思でそういったサービスを受けることができない方や生活すること自体が困難になる方の権利擁護も大きな課題です。

そこで、そういった方々が現在、本市にどの程度いらっしゃるのか。また、実際にお聞きしている事例やそれらに対応するために、現在本市で取り組んでいる施策、事業をお知らせください。

最後に、成年後見制度に対する本市の考え方をお聞きします。

成年後見制度という言葉は、昨今、耳にする機会は増えてきていますが、実際のところ、市

民の方々でも、成年後見制度が一体どのようなものなのか、また、その必要性を認識しているのは、それほど多くないと感じます。

成年後見制度は、認知症やその他の障害などにより、判断能力が十分でない方を擁護する身上配慮、極力本人の意思や残存能力の活用を考える自己決定の尊重、そして、高齢者や障害を持った方も普通に生活している人と変わりなく生活できることを考えたノーマライゼーションの3つの理念を持った制度となっています。主な役割は、財産管理と身上監護となっており、ケースによって法定後見や任意後見を選択できるものとなっています。

さて、この成年後見制度ですが、ここ近年は全国的に年間で1万人以上のペースで利用が増加しています。まずは、この成年後見制度はどのような場合に利用されることが多いのか、どのような場合に利用するメリットがあるのかお知らせください。また、本市においても利用されているのか、事例があればお知らせ願います。

今後さらに高齢化が進み、高齢者が取り巻く環境は、不便さや危険さが増すと考えられます。そういったことから、成年後見制度がもっと市民に浸透し、理解され、活用しやすい制度になるべきと考えますが、実際のところ、まだそこまでは浸透していないと感じるところです。

そこで、これまでに成年後見制度について市民に周知するためにどのようなことを実施してきたかお知らせください。

成年後見制度は必要性がうたわれる一方で、利用のしづらさも指摘されています。制度の概要を知るところから後見人の選定に関する事、実際に後見人がついてからも、利用者に利便性を提供すること、そして、法的措置を講じる場合にも、一貫としたサービスの提供をするために、地域包括支援センターの中の事業の一つではなく、独立した組織として、権利擁護センターの設立の必要性を訴えます。また、本市だけに限らず、士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町の1市3町、そして、隣町である名寄市を初めとする1市8町村の合計18市町村で構成する北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定を結んだ13の自治体と協議、調整をし、設立するべきではないかと考えます。人口の少ない自治体や利用される方々の利便性の向上、情報の共有、さらには事業運営費などを勘案しますと、それぞれが単体で設立するものではなく、広域で設立するのが望ましいと考えます。複眼型の中心市宣言をしている本市と名寄市が先頭に立って協議を進める重要な事案と考えますが、設置に対する考えと広域での設置についての考えをお伺いして、この質問を終わります。

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

私から、成年後見制度についてお答えし、今後の高齢化率の推移並びに高齢者の権利擁護に対する考え方については保健福祉部長から答弁申し上げます。

成年後見制度は、平成12年の介護保険制度の施行を機に、認知症等によって判断能力が不十分な方に対する権利擁護対策が必要となったことから、同時に施行された制度であります。

そこで、この制度がどのような場合に利用されることが多いのかということについてですが、



遺産相続や不動産の売却時に本人の意思確認がとれず、手続が困難な場合や繰り返し不必要な高額商品を購入させられるような消費者被害に遭っているなど、本人の財産を守るための解決手段として本制度が利用される場合が多いものと認識しています。

また、利用することのメリットについては、福祉サービスの利用や福祉施設への入所、病院への入院の契約のほか、不動産や預貯金などの財産管理を行うなど、本人の権利と暮らしが守られることが最大のメリットであると考えています。

次に、実際の利用事例であります。外出先で意識障害となり、病院に運ばれた独居の方が後見人の支援を受け、医療費の支払や特別養護老人ホームの入所契約を行い、現在、安心して生活されているといった事例があります。

次に、成年後見制度の市民周知についてであります。

これまで本市では、地域政策懇談会や広報紙での周知のほか、民生委員・児童委員を対象とした権利擁護研修会の実施や士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町の社会福祉協議会による権利擁護研修会、さらには、北海道社会福祉士会及び製薬会社主催による権利擁護セミナーなどへの支援を行ってきたところです。

特に本年8月には、成年後見制度の理解と制度利用の必要性を深めることを目的に、弁護士5人のほか、市民や職員総勢13人が参加する中で、士別及び名寄の弁護士の会主催による権利擁護研修会が開催されました。企画は、台本から全て事例を参考に、現役弁護士の皆さんがつくり上げた寸劇やパネルディスカッションなどを通して成年後見制度をわかりやすく周知していただいたところです。

今後とも制度の周知に向け、関係団体等と連携し、より一層内容の充実を図りながら取り組んでまいります。

次に、権利擁護センターの設立についてであります。

本市における高齢化率の推移や支援を必要とする75歳以上高齢者の増加に伴い、今後、認知症高齢者はさらに増えることから、成年後見制度の必要性はますます高くなるものと考えています。

そのため、権利擁護に関する総合相談から、本人の判断能力に応じ生活の見守りから日用品の購入、日常の金銭管理や通帳等の預かり、またはサービスの利用契約に至るまで、本人の権利と暮らしを守るために必要なサービスをワンストップで提供可能となる権利擁護センター設立の必要性はあるものと認識をしています。

権利擁護センター設立につきましては、道北地域における弁護士等の社会資源の乏しい現状を鑑みる限り、広域において相互の役割分担、連携、協力を視野に検討する必要もあると考えており、まずは介護認定審査会を共同設置している剣淵、和寒、幌加内の3町と協議を行い、その結果を踏まえ、北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定を締結している自治体と設置に向けて意見交換してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から、今後の高齢化率の推移並びに高齢者の権利擁護に対する考え方の御質問について答弁申し上げます。

初めに、本市における今後の高齢化率の推移についてお答えします。

9月1日現在、人口が2万312人に対して、65歳以上の高齢者が7,424人で、高齢化率は36.5%となっています。今後は、平成28年をピークに高齢者数は減少しますが、64歳以下の人口がそれ以上に減少することの予測から、団塊の世代が75歳に達する37年には40.2%となり、その後高齢化率は上昇を続けるものと推計しているところであります。

次に、判断能力の低下に伴い、サービスを受けられない方や生活すること自体が困難になる方々の人数についてであります。権利擁護を必要とする対象者は、認知症を初め、精神や知的障害により、判断能力が低下した方となりますことから、正確な人数を把握することは極めて困難であります。認知症高齢者数で申し上げますと、9月1日現在、介護認定を受けている方のうち、認知症高齢者の日常生活自立度のチェック項目において、何らかの支援が必要な認知症の症状が見られる方は846人です。今後、高齢化が進むとともに、75歳以上の後期高齢者も増加することから、認知症高齢者はさらに増えるものと推測しているところです。

また、実際の事例の中には、地域住民の協力のもと、ひとり暮らしをしていた高齢者が認知症により判断能力が低下し、日常生活全般に支援が必要となったため、地域住民から支援の限界を相談され、さらに、親族からもかわりを拒否されたことから、自立生活が困難になってしまうという事例があったところです。

こうした事例に対応するため、現在市で取り組んでいる施策や事業についてであります。まず1つ目は成年後見制度の利用について、申し立て費用及び後見人報酬の助成や、本人や親族にかわって市長が家庭裁判所に制度利用の申し立てを行う成年後見制度利用支援事業があり、これまで高齢者で2人、障害者で1人の計3人の方に本事業を利用いただいています。

2つ目は、社会福祉協議会において実施しています福祉サービスの利用手続や生活費の管理、書類の預かり等の支援を行う日常生活自立支援事業の利用料を助成する日常生活自立支援事業利用助成事業を実施しており、日常生活自立支援事業の契約者4人のうち、1人に助成事業を利用いただいているところであります。

3つ目は、増え続ける消費者被害の防止や権利擁護を目的に一般市民や高齢者を対象とした悪質商法被害防止訪問講座やだまされない消費者塾などの消費者教育事業があります。

4つ目は、今後の成年後見制度を支えていく市民後見人の養成事業があり、昨年度、初めて北海道、士別市、幌加内町及び下川町の共催により養成講座を本市において開催し、本市からは13人の方に受講をいただいたところです。今年度は、昨年度受講された方に対し、さらなる資質向上を目指したフォローアップ研修を開催いたします。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 再質問させていただきます。

まず、市長の御答弁の中で、権利擁護センターについては、設立については前向きに検討を進めるということでお話をいただき、非常に安心しているところではあるんですけども、まず、いつごろという部分で再質問したいと思っています。というのは、現段階で土別市が、全ての方が該当しないにしろ、認知症である程度の支援が必要だという人数が800人以上いるわけですよね。その中で実際に成年後見を使われている事案がほぼないに等しいぐらいの人数ということは、成年後見制度が必要とされていないからいないのか、もしくはそういう制度の仕組みがわからないからいないのか、もしくは養成が、後見者の養成が全然間に合っていないからなのかのどれかだと思っているんですよね。そういった意味で、設立に向けて時期を待つのではなくて、早急に取り組んでいただきながら、養成講座も含めて後見者を育てることと、あとは大きな枠組みというものを一つちゃんとつくっていかないと、正直、担当職員の方の業務もまた今度増えてくる可能性もあるかなという気がするんですよね。

そういった意味で、まず、設立に向けての、先ほどあった定住自立圏の共生ビジョンの中の審査会で今、連携とっている、1市3町と土別はまず連携をとっていくんだという部分なんですけれども、例えばそれは今年度進んでいるので、来年度からやっていくのか、もしくは今年度やっていけるのであれば、すぐ進めていくのか、その辺のお考えを1点だけ再質問させていただきます。

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど私、答弁の中で、弁護士5人、これは土別に弁護士事務所を設置されているノジマ弁護士が中心になりまして、その後のマスダ弁護士、そして現在のナガ弁護士、そしてナガノ弁護士ということで、非常に事例をもとにしながら、なぜこの成年後見人制度が必要なのかということがとり行われたことがあります。私も出席をさせていただきました。

まさにこれがそのときの渡辺議員、パンフレットであります。渡辺議員も議員という立場であります。この取り組みについては、もう企画段階から中に入って一緒に取り組まれて、また、寸劇にも出演されて、また、パネルディスカッションもパネラーとして御活躍いただいて、本当に御苦労さまでした。

私もそうなんです。当日会場に行かれた皆さん方は、成年後見人がなぜ必要なのかということについては、本当に理解が深まったと思いますし、まさに弁護士の皆さん方が手弁当で東京からこちらに来られたりして、何度も事前に勉強しながらされたということで、本当に私はうれしく思います。

先ほど答弁申し上げたとおり、私は権利擁護センターというのは必要だと思います。これは今、800名を超える、土別においても、先ほど部長から答弁いただきましたが、認知症、あるいは疑いのある方がいらっしゃいます。全国ベースでいっても、現在は65歳以上の方について、認知症、あるいはその疑いのある方は7人に1人と、このように言われていまして、じゃ、今

後どうなるのかということでは、10年後は5人に1人になるだろうと、こういったふうにも、厚労省がもう既に推計をしています。これは士別も全国的な規模と同じでありますから、逆に少し多くなるのではないかなという、そういう心配もあるわけではありますが、先ほど申し上げたとおり、ただ、後見人をしっかり養成をしていかなければならないということもございまして、その研修などもしっかりと、まずはこの士別、剣淵、和寒、幌加内、ここでいながら、まずはこの中で1市3町が連携をとって、このセンターを立ち上げる準備をまずはしていきたいと。あわせて、これと並行しながら、1市3町と連携をとりながら、一方では定住自立圏形成構想の13市町村においても、同じような問題を抱えているわけでもありますから、士別市と名寄市は、まさに複眼型の中心市でありますので、この問題については、定住自立圏構想の中の協議の中でも、しっかりと議論をしてみたいと。

ただ、申し上げたいのは、このセンターを開くとなりますと、それらの人員配置だとか、全て必要になってまいりますので、そういった養成なんかもありますので、現段階においては、例えば28年度から開設するだとか、そういうことは申し上げられませんが、開設に向けて一步一步階段を上り詰めていきたいと、このように考えている次第であります。

○副議長（谷口隆徳君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） ありがとうございます。

とりあえず、はっきりした明確な回答は今、いただけないかもしれませんが、定住も含めて前向きに検討いただけるということで、何せ士別市には裁判所がございませんので、まずはその裁判所の置いてある管轄という意味でも考えていただければ幸いです。

○副議長（谷口隆徳君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 2つ目に入ります。

次の質問は、学校業務技師に関する質問をいたします。

本市では、子供が安心して通える学校づくりや環境整備に関する業務など、円滑な学校運営をするために、学校業務技師、事務生という2種の職員を配置しています。私が子供のころは、用務員のおじさんと子供たちから親しまれる存在でもありました。主な業務は、学校内の設備機器などの管理点検業務や学校給食の管理、学校内外の環境整備などが挙げられますが、実際のところ、定められた職務以外にも非常に多くの雑務をこなさなければならないのが現状であると思います。また、子供の安全を確保するためにも、日ごろから危険箇所のチェックなども欠かせない業務の一つであると思います。

まずは、現在本市における学校に従事している業務技師、もしくは事務生の人数と雇用形態をお知らせください。

さて、この学校業務技師については、本市に限らず、多くの自治体で人数の削減や正規職員を減らし、嘱託職員や非常勤職員での採用をしているケースが多いのが現状です。恐らくどの自治体でも、情勢改革の中で職員数の削減をしなければならない状況下の中、学校業務技師においても対象になったのが背景であると思います。

しかし、一方では、子供たちが安心して通える学校運営や教職員が職務に全うできる環境をつくる重要な業務をこなしているのが学校業務技師であり、また、幸いにも本市では、学校運営にかかわる大きな災害等は経験しておりませんが、いざという緊急時に学校施設管理のノウハウを持っているのは、学校業務技師ではないでしょうか。

もし業務に対して偏った見方があるのであれば、改めなくてはならないと考えます。

学校業務技師の職務の重要性についての考え方、また、緊急時における職務については、勤務規定の中には含まれておりませんが、どのような取り扱いになるのか、考え方をお伺いいたします。

次に、各学校への配置状況について伺います。

本市における児童・生徒数は減少しているものの、施設規模は従前と同じことから、業務量は、変わらないどころか、老朽化している学校施設が多い中、逆に増加していると考えられます。

そこで、各学校への配置状況はどのようになっているのでしょうか。業務量が過多になってはいないのか伺います。

本市では、小・中学校適正配置計画の中で、今後も小学校の統廃合に関し、保護者や地域との協議が進められていくと思いますが、何より保護者が切に願うのは、安心できる教育環境整備だと思います。また、その土台があつてこそ、教職員も質の高い教育を推進していける礎になるのではないのでしょうか。そして、実際に学校業務技師として職務についている方にとっても、業務に責任を持ち、また、習得したノウハウを新しい職員につないでいくためにも、適正数の正職員数は必要不可欠だと考えます。

そういった意味から、今後における学校業務技師の正職員をどのように確保していくお考えなのか伺いまして、質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校に従事している業務技師と事務生の人数と雇用形態であります。本年度における学校業務技師の人数は、全体で19人であり、その内訳は、正職員6人、フルタイムの嘱託職員12人、週30時間の非常勤職員が1人となっております。また、事務生につきましては、5人を週29時間の非常勤職員として採用しております。

次に、学校業務技師の職務につきましては、士別市立学校に勤務する業務技師等の勤務に関する規定に定めていますとおり、学校施設の巡視や管理、清掃、草刈りや除雪などと、校舎内外の多岐にわたっており、いずれも児童・生徒が安全で安心な学校成果を送るとともに、教職員が教育に専念するために欠かせないものであると認識しております。

一方で、学校施設の運営については、校長、教頭を中心に教員や事務職員など、学校で働く全ての職員が一つのチームとなって取り組むことが不可欠であり、特定の職種に負担が集中するものではないと考えます。また、緊急時における対応につきましては、明文化はしておりま

せんが、規定の第3条に掲げる職務の責務のもと、校長の管理監督下において、適切な職務の遂行が求められるところであります。

次に、現在の配置状況ですが、学校業務技師につきましては、士別中学校に正職員2人、士別小学校、士別南小学校及び士別南中学校に正職員と嘱託職員を各1人、士別西小学校に嘱託職員2人、士別東高校に正職員1人、糸井小学校に非常勤職員1人、その他の小・中学校には嘱託職員1人となっております。また、事務生につきましては、士別小学校、士別南小学校、士別西小学校、士別中学校及び士別南中学校にそれぞれ1人ずつ配置しております。このうち、中士別小学校と温根別小学校の学校業務技師につきましては、校舎新築から40年以上が経過しており、老朽化に伴う修繕業務が増大しているため、平成26年度に週30時間の非常勤職員からフルタイムの嘱託職員に任用形態を変更したところであります。また、士別西小学校につきましては、経験豊かな学校業務技師を再任用職員として配置していましたが、平成26年度末をもって任用期間の満了を迎えたため、今年度から1人増員し、2人体制としているところであります。

次に、正職員の学校業務技師の配置についてであります。子供たちが安全で快適な学校生活を送れるよう、その環境整備に努めることは、学校設置者として当然の責務であり、そのためには管理、営繕に関する技術も必要です。

こうしたことから、正職員の配置が理想ではありますが、嘱託職員や非常勤職員も含め、学校の現状把握と分析、学校関係者からの聞き取りを行いつつ、また、職務内容についても検証を進めながら、適切な業務技師の配置に努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 再質問いたします。

今、部長のほうから御答弁いただきまして、正職員の数と嘱託職員、非常勤の数のお話は伺いました。

それで今回、正職員数を確保するためにはと質問させていただいたんですけれども、理由がございまして、今年度から、来年の3月から5年間続けて正職員の業務技師の方が退職されますよね。そうなっていくと、5年間なんで5人の職員の方がやめると、それこそちょうど嘱託職員、もしくは非常勤の方のみという形になるので、その辺を今年度からどのように考えていくのかなというような趣旨の質問だったんですけれども、退職される方がいらっしゃいますよね。その分増やすとか、そういう意味ではなくて、そういう中でどのように回していくかという質問だったんですけれども、よろしいでしょうか。

○副議長（谷口隆徳君） 菅井部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 再質問にお答えしたいと思います。

具体的な今後の正職員の配置等の部分については、総務ともいろいろ協議が必要な部分がございますが、まず児童・生徒が安全で安心な学校施設で学校生活を送ることが一番大事であ

りますし、業務技師が学校施設を安全に維持するために、これまで積み上げてきた技術、あるいは技能を新しい職員に引き継いでいくことが大切でありますし、各校には配置されていないんですけれども、現在正職員が配置されておりますので、その正職員が各校にいる業務技師をリードしていく、あるいは束ねていくことも必要だと思っております。

そこで、定員適正化計画のもと、市全体の正職員数の枠もございますし、可能な限り正職員を配置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を挟み、午後1時30分まで休憩いたします。

---

(午前 11時48分開議)

(午後 1時30分開議)

---

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。13番 国忠崇史議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 通告に従い、一般質問を行います。

まず、第1のテーマは、牧野姿勢の6年間についてであります。

私は、牧野市政の誕生と同時に市議会議員となりましたので、2009年9月以来、牧野市政の6年間を子細にわたり見てきた自負があります。この6年間、マニフェストというものの定義についての論議から始まり、マニフェストにのっとり市政を行うことの是非についてなど、この議場では市長に随時答弁を求め、当面の諸課題について意見を交わしてきたわけです。

そこで、まずお聞きします。

今、2期目の折り返し地点を迎えるに当たって、市長からこの6年間の中間総括を求めるものであります。2期目に掲げたまちづくりマニフェスト2013、そこに掲げている内容の進捗状況について、端的にお答えください。

そして、付随してお聞きしますが、特にこの2期目の2年間については、いわゆる狭い意味での野党が存在しない状態でのかじ取りとなったため、かえって難しい局面もあったのではないかと思います、この点いかがだったかお答えください。

なぜこんなことをお聞きするかというと、市民を二分するような問題が存在したほうが、かえってリーダーシップを発揮しやすいという考え方もあるためです。

次に、牧野市政で私が高く評価している点は2つあります。1つは、子育て日本一のスローガンで、子供子育てに関する施策に思い切って力を入れ、市立保育園や児童センターなどを新築したことあります。

今後の課題としては、なかなか光の当たらない一人親家庭への思い切った支援策をぜひ打ち出してほしいものですが、一人親家庭への支援の実績としては、子供の急病などの場合に名寄

市立病院小児科までへのタクシー代助成と、私や十河剛志議員が求めて今年度から実現した、いわゆるみなし寡婦（夫）控除、この2つが既にございますが、この際、一人親家庭への一層の支援拡充を求めておきたいと思います。

評価点の2つ目は、市政への市民参加が進み、定着したことであります。地域政策懇談会、士別の未来を語る会、子ども夢トーク、子ども議会などなど、そういった語り場においては、市長が語るというよりは、この市長は聞いてくれるんだ、そういう評判が立って久しいのであります。確かに市長が聞いてくれれば、語る市民もしっかりと語るわけであり、この点で市民の意識を変えた市長の功績は大きいと思っています。

さて、ここでは市長が委嘱するさまざまな諮問機関や市民委員会についてお聞きするものです。

どのような委員会や機関が幾つ存在するのか、また、そういった委員会や機関の性格の多様性についてお知らせいただきたく思います。そして、重要なことですが、単なる市の提案へのイエス、ノーの諮問にとどまらず、市民委員のほうからの、いわゆる下からのシニシアチブによって、何か積極的な条例の条文なり項目なりができたケースはどの程度あるのか知りたいと思います。子どもの権利条例前文だとか、幾つかの事例は仄聞している次第でありますけれども、実際にどのくらいのケースがあったのかをこの際、お聞きします。

そして、さらに重要なことですが、今後この流れをどう進めていくお考えでしょうか。例えばこの市役所庁舎整備に関する検討市民委員会にしても、市側が何でもかんでもお膳立てするのではなく、委員の側からの発意を尊重することは大切だと思われまふ。したがって、先日の本議会全員協議会で私が述べたとおり、庁舎かわら版など、広報物の中にも市民委員のコラムをつくるだとか、もっと市民発意を生かしていくべきだと思われまふ。

市内各所で議会報告会があったばかりですが、そういった場所で市民と対峙してみると、市立病院も今、苦しい、市財政も厳しいのに、市役所改築どころじゃないでさという意見も一定数あることがわかります。そういった意見の存在も勘案しつつ、市役所を利用する側の市民本意に進めていかないと、この市庁舎整備もスムーズには行かないと考えますが、この点についてはどうお考えでしょうか。すなわち、ここでは仮に一般論としてでも構わないので、各種委員会、諮問機関での市民発意をさらに出していく方法について、市長がどうお考えなのか、特にお尋ねしておく次第です。

次に、士別駅前の整備については、市長2期目の試金石となると思われまふので、項目を改めて、今、質問します。

まず、先ほど述べた市民発意と関連して、JR士別駅前の再開発再整備について、現状をお聞きします。

駅前の中核施設について、公営住宅との複合案が撤回されてからは、何の代替案も決まっていないと聞いています。コンビニ経営者など、各方面に打診したとも聞いておりますが、実際のところ、どうなのでしょう。明らかにできることがあれば、お教え願いたいと思います。



次に、旧駅前ビル取り壊し時期を先送りして、更地期間を短くするとのことでしたが、結局、更地のまま長期間過ごしそうな気配です。この現状に対してはどんな御認識でしょうか、お答え願います。

次に、私からの提案ですが、こういう手詰まり状態のときこそ、若者、よそ者に依拠すべきではないでしょうか。仮に私がこの案件を担当するならば、第2回子ども議会で出ている羊カフェ設置案を当の中学生議員にラフスケッチなど出してもらって若者に依拠したり、また、よそ者への依拠という点では、数日間、駅構内に机を出して、どんな施設や機能を駅前に求めるかを本市に通勤・通学するJR利用客にアンケートすることを試みたいと思うほどです。

実際、いろいろ市民に聞いてみると、例えば天サイダーはここでしか手に入りませんという売店を駅前につくれという若者がいたり、朝日の森林からとれた木材100%で建てた土別物産品のステーションをつくればいいのでは、また、芝生を敷いてスポーツ合宿者や子供の遊び場にしたりなど、いろいろな意見が出ます。

市の行うべきことは、駅前再整備がまず手詰まり状態にあることを認めて、思い切って、若者、よそ者からのアイデアを募り、そこに依拠していくことではないかと考えますが、この点、いかがでしょうか。

次の点ですが、ちなみに、JR北海道対土別市という観点から見ても、現状は相当まずいのではないかと考える次第です。今、JR北海道はただでさえ、北海道新幹線開通に向けて、経営資源の道南への振り向けが多くなっています。さらに、留萌本線の一部廃止が先日、打診されたところでもあります。最近の報道によると、増毛町議会の中からは、北海道新幹線のための路線廃止ではないかという声から出ているとのこと。翻って、駅前の更地が数年間放置されている土別市は、鉄道を重視していないのではないかと、そういったイメージが広がれば、やがてどうなるか、土別駅がどうなっていくか、宗谷本線がどうなっていくかは目に見えているのではないかと心配する次第なんです。果たしてこれは杞憂でしょうか。

さて、かつて一般質問で問答しましたとおり、単に土別駅前の重要度は高いということではなくて、鉄道が敷かれてから発展した町である土別において、駅前はまさに象徴的空間なのであります。

先日、夢のある市役所庁舎をと総務課長がおっしゃっていましたが、市役所は市民が利用に徹する場所なので、機能の充実や利用しやすさ、路線バスや自家用車によるアクセス手段の充実が何よりも優先すべきでありまして、例えばよほど高層ビルにして展望台を設置する、東京都庁のようにそうするならともかく、市庁舎に夢はむしろ不要なのではないかと考えます。むしろ、開拓から115年を支えてきた土別駅前のほうにこそ夢が必要なのではないのでしょうか。すなわち、例えば結婚式をこの市役所でやる人はいませんが、旧駅前ビルでは、結婚式、結婚披露宴をした人は現実に存在したし、これからも土別駅前がそんな夢のある空間であることを願うものであります。

ぜひ土別駅前の象徴性については認識を新たにしてほしいのですが、この点はいかがでしょ

うか。

ともあれ、この局面で若い市民の大胆な発意に任せて士別駅前整備をやり遂げられるか、あるいは単にずっと市がおっしゃっているとおり、動線が云々というふうにお茶を濁してしまうか、ここが市長にとっても大きな試金石になると思うものです。この点、よろしく御答弁をお願いします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

私が新生士別市の2代目市長に就任し、この9月25日で満6年、2期目の折り返しを迎えます。就任以来、新たな発想のもと、高齢になっても生き生きと元気で暮らすことのできる社会、次世代を担う子供たちが健やかで元気に成長する社会、基幹産業である農林業や商工業などの経済が元気を取り戻す社会、全ての市民が安全・安心で元気に生活する社会、そんな社会の実現を目指し、市政のかじ取りに全力を尽くしてまいりました。

そこで、マニフェストの進捗について御質問がありました。

2期目のマニフェストにおいても、士別総合計画を基本に、引き続き優しいまち、たくましいまち、新しいまちの3つのまちづくりを柱としたところであり、それぞれの分野について申し上げます。

まず、優しいまちの実現に向けてであります。

多くの高齢者が気軽に集い、交流できる施設として、いきいき健康センターの建設に着手し、28年10月の開設を目指しているところであり、サフォークジムやサフォーク元気クラブについては、朝日、多寄、上士別、温根別地区での開催や認知症予防プログラムを取り入れるなど、内容の充実と参加者の拡大を図ったところです。また、九十九大学においては、昨年4月に大学院を設置し、高齢者のさらなる生涯学習活動や交流機会の拡大と生きがいを進めました。このほか、高齢者や障害者などに対する入浴料助成率の引き上げを実施したほか、健康管理システムを活用する中で、保健推進員や地区担当保健師の連携のもと、地域密着型の保健活動を開始しています。さらに、地域資源を生かした教育の推進として、全小学校での農業学習を実施しているところです。

たくましいまちの実現に向けては、サフォークランド士別の拠点である羊と雲の丘の環境整備に着手し、羊飼いの家をリニューアルオープンしたほか、合宿の聖地を目指して、受け入れ態勢の充実を図るため、合宿の里士別ステップアッププランを策定したところであり、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトでは、士別の水のペットボトル化や通称天サイダーの開発などを進めてきました。また、九十九水郷公園の再整備では、市民ワークショップでの議論のもとに整備に着手したところです。立地企業との連携では、トヨタ工業学園専門部の合宿研修の受け入れや第3回ビートまつりとてん菜振興シンポジウムの開催などを進めてきたところであり、農業農村づくりでは、上士別地区国営農地再編整備事業における最先端のIT農業導入支援のほか、川西地区でのファームコントラクターの設備支援などを実施してきました。

新しいまちの実現に向けては、まちづくり青年塾、女性塾を開設し、これからの地域活動やまちづくりのリーダーとなる青年や女性の人材確保と育成に努めているほか、最終処分場とリサイクルセンターの機能を有した環境センターについては、29年度の供用開始に向けて建設工事を進めています。合葬墓の建立については、意見募集と市民懇談会を実施し、実施設計に取りかかったところであり、市役所本庁舎整備についても、基本計画の策定に向けて現在、検討市民委員会において議論していただいています。

以上、マニフェストに掲げた36項目のうち、主な内容について申し上げましたが、これら一つ一つの取り組みに当たっては、市民の皆様や議会の理解のもとで実現できてきているところであり、残る2年間についても、対話、調和、市民の輪を理念に、着実な市政の推進に努めてまいります。

また、市政のかじ取りについてですが、地方自治体においては、市長と議会のそれぞれがともに市民の代表として位置づけられていることから、国の議員内閣制のように、与野党関係が発生する仕組みではありませんが、そうした状況の有無にかかわらず、私は二元代表制を常に尊重する中で、さまざまな課題の解決や政策の実現に向けては、車の両輪であり、対等の立場にある議会との協議を基本としてきたところであります。

今後においても、この政治姿勢を堅持し、市政執行に当たってまいり所存であります。

次に、委員会等の設置状況と市政への市民参加についてであります。

本市の委員会、審議会などの付属機関は、地方自治法に定められているものや国の機関から委嘱されているもの、さらに、本市の条例によって独自に設置されているもの合わせて52の機関があり、このうち、私が委嘱、専任している機関は34となっておりますが、これらのほか、条例や計画の策定に当たっては、一時的に設置した委員会や懇談会等も数多くございます。これらは、保健医療福祉を初め、行財政、農林業振興、生涯学習、子供子育てなど、幅広い分野に及んでおり、主要な行政施策のあらゆる面で市民の皆さんの意見を聴取する体制となっております。

お話のとおり、子どもの権利に関する条例では、その前文に子供たちの思いを盛り込んだほか、まちづくり基本条例においては、条例全般について、検討市民委員会での議論のもとに構成されました。また、昨年度において策定した地域福祉計画を初めとする各種保健福祉計画についても、それぞれに策定委員会や懇談会を設置し、この中での議論を計画に反映させています。このほか、いきいき健康センターやつくも水郷公園、羊と雲の丘の整備についても、それぞれ市民の皆さんの声を反映するよう努めてきたところでございます。

現在は地方創生にかかわっての有識者会議である戦略会議や庁舎整備にかかわる検討市民委員会において、それぞれ議論をいただいているところであり、総合戦略への意見具申や庁舎整備の基本計画等への提言をいただいくことになっていきます。

こうした取り組みは、私の政治姿勢である市民が主役のまちづくりやまちづくり基本条例の基本原則である市民自治の具体的展開の一つであり、今後においても引き続き市民の皆さんの

御意見、御提言の積極的な聴取と市政への反映に努めてまいります。

最後に、駅前再整備についてであります。

駅前再整備については、庁内関係部署によるプロジェクト会議の中間報告に基づき、商工会議所やまちづくり推進協議会を初め、駅前地域の自治会や地域政策懇談会での意見交換を踏まえ、駅前ビル解体後の跡地については、複合施設の建設を目指してきました。公営住宅を建設しない方針としてからは、駅前という空間であり、公共交通の結節点であることから、バスの待合所、コンビニエンスストア、小規模交流スペースの3つの要素を盛り込むことを基本に、バス事業者のほか、コンビニエンスストアに関係する方々との協議もしながら、必要最小限の規模での複合施設の建設に向けて、計画づくりに当たってきたところです。

しかしながら、さまざまな意見があることを踏まえ、この際、本市の玄関口である駅前空間のあるべき姿はどうか、どういう施設や整備が望ましいのかについて、いま一度立ちどまって、検討手法や構想段階からの再構築も含めて検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 士別駅前再整備の件で再質問いたします。

今、市長のほうから駅前については、最小限の規模の複合施設を目指していたんだけど、ちょっと立ちどまるというお話が出たので、それは、私は壇上では手詰まりになっていると認めなさいというふうなことを申し上げましたけれども、立ちどまるということは本当に大事だと思うんですね。とにかく今まで施設を何かつくろうと、公営住宅を含めた施設をつくろうという、施設ありきという発想だったと思うんですね。それは私もそうなんですけれども、やはりここは、すぐ近くにいぶきという大きな公共施設もありますし、施設をつくるのではなくて、何か空間をつくろうと。

だから、例えばこの前、8月30日に産業フェアがありましたけれども、市民から聞かれるのは、産業フェアのときにいろいろな、士別の肉だとかいろいろなものが買えるんだけど、常時は買えないんだという声がよく出るんですね。それは、よそから士別を訪れた方も同じような思いだと思います。

なので、何かそういう空間をつくる、例えば変な話ですけども、テントが常設されていて、そこで何か士別の肉だとか、大体夏場は毎日手に入るだとか、野菜ができればそこにまず持ってくるだとか、そういうのでいいんですけども、施設を士別駅前に持ってくるというよりは、何らかの空間をつくるという考えにちょっとシフトしたらどうかと、この際言わせていただきたいんですけども、その点は御認識いかがですか。

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 国忠議員の再質問にお答えをいたします。

駅前でございますので、先ほど私、答弁申し上げましたとおり、公共交通の結節点であると、これは現実にあるわけでありまして。そういったことで、ぜひあそこにしっかりとした待合所が

欲しいという市民もたくさんいらっしゃいます。そういったことも踏まえながら、公営住宅については建設は中止したわけでありましたが、当時からございました、例えば交流できるカフェがあったらどうなのか、あるいは観光関係のあそこにそういったような方々が入って、観光を切り出してはいかがかと、いろいろなそういった御提案もあったりして、今回複合施設ということで考えをしていたわけでありましたが、市長への手紙の中でも、中には芝生にしてはどうなのか、あるいは公園にしてはどうなのか、あるいは現行のような中で駐車場にしてはどうなのか、あるいは土別のシンボルとなるような建物をつくってはどうか、そういったような御意見も実は寄せられてございますし、もう一方では、地方創生を今、議論しているわけですが、特にその中の合宿の里から聖地に向けてという議論の中でも、やはり土別には宿泊施設が少ないのではないかと、キャパが。そういったことで、思い切って、駅前なのだから、宿泊施設の誘致なり、あるいは地域の中で検討して、旅館業の皆さん方があその場所をどう考えるのか、そういったことも検討はしてはいかがなのかというような、そういったような意見も現実には出てきてございますので、ここは先ほど申し上げたとおり、時のアセスではございませんが、1度立ちどまって、しかしながら、何年間も放置するというのではなくて、この議会を終えた後に再度、その方向性を定めるべく準備をしながら、多くの皆さん方の先ほどの御提言がございましたとおり、若い方も含めて多くの皆様方の御意見をいただきながら、もちろん議会の議員の皆様方の御提言もいただきながら、できるだけ早い時期に方向性を出して進めていきたいと、こう考えているところです。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 第2のテーマとしては、市の発行物への文責者の記名・署名の必要性などについて取り上げます。

まず、無署名の啓發文書に関する問題を取り上げます。

家庭教育通信と題して、学校や保育園、幼稚園などの各家庭に中央公民館から配布されている啓發文書があります。これは、教育や保育にかかわっている市民が輪番で書いているようで、先月号で22回目の発行を迎えています。私も毎号読んではいりますが、かつての号で本文中に、私は云々と、いわば私事を書いてあるのに、執筆者の署名や記名がなく、違和感を感じ、議場外ですが、担当の方に伝えたところ、今度は文責者の実名が数号にわたり掲載されました。しかし、最近になって、執筆者の署名はまた消えました。

この経緯にかかわる議論はどんな経過だったのか、知らせてほしく思います。

ちなみに、直近の8月発行の22号においても、無署名の文書に、私が幼少のころ云々と書いてあります。

一般に啓發文書というものの性質として、一方的で、なおかつ上から目線なプリントだと受けとめられて仕方ない部分があります。しかも、内容が家庭でこうしなさい、ああしなさいと書かれたものですから、余計に一方的な雰囲気を出しています。

しかし、執筆者のイニシャルや、もしくは頭文字やペンネームでもあれば、まだ少しは人間

味がうかがえるのではないのでしょうか。実際、新聞折り込みで配布されている各学校の通信には、文責者が明示されているものもありますし、また、皆さん市民がおなじみの郷土の新聞紙では、「(ヒロシ)」、「(功)」とか書かれていれば、ああ、あの人が書いたコラムだねとわかる市民にはわかるわけです。

小さな町である程度顔の見える関係だからこそ、イニシャルくらいは書いてほしいものだと思うのですが、いかがでしょうか。それとも、組織として書いているのだから、執筆者の署名は不要と、頑としてそのように考えるならば、例えば組織としてはしの持ち方を指導するだとか、いわば家庭の食卓にまで顔の見えない組織が入り込む気持ちの悪さに思いをいたしてほしく考えますが、いかがでしょうか。

さて、今後こういった民間の書き手が書く市の発行物については、何らかのルールを決める必要性を感じないのでしょうか。例えば全国の各新聞社は、こういう記事は署名記事にするとか、社説に当たるものは無署名でいくとか、詳しくルールを定めており、近年の新聞紙上では、署名記事の比率が非常に高くなっています。

次に、市の職員が持ち歩く名刺の件でお尋ねします。

私は極力自由なものの考え方が好きなほうで、何でも統一や統制をとればよいとは思っていないわけですが、土別市職員の名刺については、少し規格化したほうがよいと思うときがあります。市の職員の皆さんから名刺をいただくと、その大部分には市のシンボルマークが入っていますが、規格がばらばらで、透明なものがあったり、高級そうなものがあったり、または、いかにも自家所有のインクジェットプリンターで印刷したようなものもあり、てんてんばらばらな印象なのであります。

議員として各地を視察等で訪れて、よその市町村職員と名刺交換すると、ほとんどの町では名刺の統一感がとれており、例えば観光PRの標語や写真があしらわれているものもあります。これにその町を売り込む意欲に私は感心することもしばしばあります。やはり市職員の名刺というのは、対外的な意味でも大きな存在でありますし、この際、市の職員の名刺に関する現状とどのようなあり方が好ましいと思っているのか、市の考えを知らせていただきたいと思いません。

最後に、顔の見える市政は広報からという考え方を述べたいと思います。

最近の本市広報は、写真の大胆な配置やレイアウトには、大変な工夫がうかがえますし、具体的な一人一人の市民や市職員にスポットを当てた記事を書いたり、その努力を私は高く評価しております。配布場所を増やしたのも功を奏して、アパートやマンションに住む市民も、コンビニや保育園などで受け取って広報を読んでいる姿を見かけます。

これからまだやるべきことがあるとすれば、つくっている人、書いている人がどう登場していくかではないのでしょうか。もちろん、広報しべつを編集発行する広報委員は、いわば黒子ではあるのだけれども、市の広報ができるまでを1度、自己研究的に特集記事にしてみると、おもしろいのではないのでしょうか。

少し脱線しますが、実は、製本の工程では、さほっちファミリーが内職して参加しているとかジョークをきかせてもいいのではないのでしょうか。それは冗談としても、ほかの町の広報を見ると、施策の紹介や申請事務の窓口紹介などで、私が担当していますなどと、担当者の写真が掲載されているものもあります。

士別市のような町では、顔が見え過ぎて、かえってやりづらい面もあるけれども、時には担当者の顔が見える広報であってもいいのではないのでしょうか。この点、認識をお伺いしたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、私から市職員の名刺について及び顔の見える市政と広報について答弁申し上げ、無署名の啓発文書については、教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、職員の名刺についてです。

本市では、職員の名刺については、レイアウトやデザインなど、特に統一した作成基準は定めていません。企業においては、ロゴやマーク、キャッチフレーズなどを統一して用いているものも多く見られますし、また、その費用についても、会社が負担することが多いものと認識をしています。しかし、本市の場合は、名刺は全て職員の自己負担となっているとともに、職場や業務内容などによって、名刺を使用する頻度もさまざまであり、作成に当たっては、それぞれが印刷会社に発注したり、専用の用紙を購入して自前で作成するなど、個別の対応となっています。

お話のとおり、中には統一したデザインを用いている自治体もあるものとは存じますが、必ずしも統一したレイアウトやデザインではない場合も少なくないと思われます。また、本市においても、観光や町のPRになるよう、名刺にさまざまな工夫をしている職員も多くいます。

このような中で、名刺のレイアウトやデザインを統一することは考えておらず、それぞれが工夫を凝らし、本市の魅力が伝わるような写真やイラスト、キャッチフレーズ等を配した名刺を用いることで、自分自身の紹介はもちろん、ひいては士別市のPRにも努めているものと考えています。

次に、顔の見える市政と広報についてです。

現在の広報しべつは、平成25年1月にリニューアルしたところであり、その目的としては、読む方にとってわかりやすい表現にすること、文字のサイズを大きくして、高齢者の方にも読みやすいようにすること、さらには市民の広場を新コーナーとして設け、より多くの市民の皆さんが広報に登場する機会を拡大するとともに、市民に親しまれる紙面づくりを目指したものであります。

こうした紙面づくりに当たって、特集記事については、その時々話題や市政の状況に合わせて、広くお知らせしたいことなどを総合的に勘案し、広報を担当する秘書広報課で編集作業を行っています。そして、特に広報に最も登場してもらいたいと考えているのは、市民の皆さ

んであり、登場した市民の方々や家族、知人の方などにも親近感を持って読んでいただくことができる紙面づくりを目指しています。

こうした考えたのもと、親しまれる広報には、必ずしも書き手やつくり手の職員が特定される必要はないというふうに考えていますが、リニューアルしてから現在まで、例えば学芸員が博物館事業を紹介したものや地域で市民と直接顔を合わせ健康指導を行う保健師や栄養士などが活動内容を紹介したもの、あるいは図書館司書が本の魅力を説明したものなど、担当職員もたびたび紙面に登場しています。

今後も記事の内容に応じて工夫に努めるとともに、まちづくり基本条例の基本原則である市民自治と情報共有を推進するためにも、市民が主役となって紙面に登場する広報紙づくりを進めていきたいと考えています。

以上申し上げまして、答弁いたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 私から、無署名の啓發文書に見られる問題についてお答えいたします。

家庭教育通信は、家庭の教育力の向上を目的に、早寝早起き朝御飯の重要性や家庭での子供への接し方など、家庭教育にかかわる内容について中央公民館が発行する啓発紙で、平成25年10月から毎月1回発行し、本年4月1日現在、市内の10の保育園に約350部、3つの幼稚園に約160部、さらに8つの小学校に約880部、合計1,390部を発行しております。また、その文書作成には、学校の教諭、幼稚園教諭、保育士、管理栄養士、社会教育主事などの子育てに関して専門的知識を有する家庭教育推進員が当たっているところであります。

そこで、通信における署名についてであります。

25年10月の発行に当たり、家庭教育推進会議で協議の結果、通信は広く一般市民の保護者の方々に読まれるものであり、内容については十分検討した上で作成しているところでありますが、さまざまな家庭環境がある中、保護者がその内容をどう思うのかということについて、作成者から精神的な負担が大き過ぎるとの意見があり、作成者の署名については、記載を省くことといたしました。作成者について何らかの記載が必要との観点により、職種のみ記載したところであります。その後、国忠議員から御指摘があり、家庭教育推進員の下承を得て、26年12月から27年3月まで、作成者の氏名について記載をしたところでありますが、再度、推進員から、精神的な負担を感じるとの意見があり、本年4月から氏名の記載を削除したところであります。

今後、家庭教育通信の作成に当たっては、個人的見解によらない一般的な記事については無署名とし、個人の見解や感想を記載するコラムなどについては、執筆者が民間の方の場合も行政職員の場合も、基本的に署名をすることで統一する考えであり、他の刊行物も、同様に扱うことが望ましいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。 （降壇）



○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 今の件で再質問します。

ルール化するということがいいと思うんですよね。こういう場合は署名をしない、こういう場合は署名をすると、ルールをしっかり定めておけばいいと思うんですけれども、今、組織としてつくっているものでも個人の名前が要るという時代ではあるんですよね。例えば私の手元に買い物をしたレシートがありますけれども、レシートには最近レジを打った方の名前まで書いてあったりするんですよね。よくレジの女の人に、例えばプライベートでちょっかいを出すような人もいたりして、実名はやめようという店舗もありますよね。例えばレジを打っているのは国忠さんなんだけれども、レシート上名前はウエダさんとか、そういうふうに変えるとか、単にほかでは店員1とか店員2とかというふうに書いているレシートもあります。だから、これは別に店としてやっていることでも、個人の名前が出るとか、担当した人がわかるとか、それは市役所の業務、あるいは教育委員会の業務でも、職務でもある程度通用することだと思うんですよね。

だから、私が前に議場外で、これは名前を書いたほうがいいよと、家庭教育通信について言ったら、実名が出たんですよ、フルネームで。それは、確かにそれを1,000何部も配ったら、書いた方の精神的負担はあると思うんですよね。だから、私が申し上げるのは、道北日報の例を出して申しわけなかったんですけれども、「(ヒロシ)」とか「(功)」とかいうふうに出れば、知っている人は、ああ、あの人が書いてのねと。でも、知らない人はふーんという感じで読むので、だから、書いた人の精神的負担が少なくなると思うんですね。

なので、ちょっとそこら辺はもう、フルネームと無署名というふうな分け方でなくて、担当者の中でどの人が輪番で書いたのかというのを、イニシャルとか頭文字とかで示す方法もあるよということを申し上げたかったので、そここのところをちょっとお答えいただけてよろしいですか。

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） はっきり無署名と署名をそんなに厳密に分ける必要はないという国忠議員のお話です。

家庭教育通信の場合には、ちょっと市の広報だとかさまざまところで出されている機関紙と違って、家庭教育通信は毎月の部分を全部を、例えば栄養士さんなら栄養士が今月は書くよ、あるいはある月には、学校の先生が全部を書くよという形になっています。それはちょっと私自身も負担が大き過ぎるので、この際、その御質問をいただいたことを契機に、全体的な紙面の構成は公民館が担当しますよと、それで今月伝えたいことはこういうこととこういうことだと。その中で、例えば議員の例で出てきましたはしの持ち方について私はこう考えますということ保育士さんとか幼稚園の先生が書いて、私はこういうふうにして指導していて効果を上げていますよみたいなことについては、囲みのコラムの中でしっかりと署名で書いていただく、あるいはそれが職員の場合もあると思います。そんな形にしたいなというふうに考えてい

て、家庭教育通信の場合は、他の機関紙と違って、その全部を一人の推進員の方にお任せをしていたということで、そこで署名をするということについて、たとえイニシャルであっても、ちょっと重圧があるなということなものですから、そんなふうに改善をしていきたいというふうに思っています。

できるだけそういった中で、顔がしっかりと見えていいもの、個人の署名があつていいものをしっかりと判断をしながら、今後も市民にしっかりと伝わる啓発紙づくりに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 最後のテーマは、ごみ減量の一層の推進と安全なごみ収集についてであります。

本市においてごみの分別収集が缶、瓶類を筆頭に導入されてから25年目となっています。今では分別品目も多くなりましたが、市民のごみ出しモラルはかなり高く、いわゆる3R、リサイクル、リユース、リデュース、すなわち再生、再利用、ごみの減量といった目標も市民に浸透してはいます。

ここでは幾つかの問題について取り上げたく思います。

まずは、生ごみ堆肥化施設の稼働状況であります。

この施設が稼働してからの受け入れ量について、推移を示していただきたく思います。その中で、野菜残渣など、受け入れトン数の減少があった場合は、その要因などもお聞きいたす次第です。

次に、最近できた市の公共施設については、いぶき、ピュアランドはぐくみ、めぐみ、愛遊夢など、愛称がついていますが、この堆肥化施設については、愛称をつける考えはあるのか否かをお聞きいたす次第です。

次に、ごみ収集量と廃棄埋め立て量との推移について伺います。

ここ数年のごみ収集量、廃棄量について、データを示していただきたいと思います。また、大事なことなのですが、本市の人口の推移と比較した場合に、1人当たりのごみ排出量という指標では、人口動態とどう関連しているのかをお知らせください。そして、冒頭に述べた3Rのうちのごみの減量、リデュースは結局、実現しているのかを伺います。今後の課題は何かをも含め、お答えください。

次に、生ごみ専用の収集袋とカラスの学習能力の件です。

この黄色い袋ですが、カラス対策を施した製品ですと銘打たれていて、導入当初は確かに効果てきめんだったように思います。

しかし、導入から2年が過ぎて、カラスも学習して、袋を突つくようになってべさという意見が市民の一部から出ています。これは、果たして収集日の袋の出し方が悪いのか、それとも、本当にカラスがこの収集袋の色になれてしまったのか、この点はどうぞお考えでしょうか。もっ

とも、袋そのものには、効果は、条件、環境により異なりますと、一応留保する文章が書かれています。

次に、コンビニや量販店へのリサイクル指導についてお聞きします。

ごみのリサイクルというものを本気で追求していくと、売る側である量販店など、商業者の包装やリサイクル体制の問題に行き当たるわけです。士別市内のコンビニや百貨店、スーパーでは大体、ペットボトルや食品トレイ、牛乳パック等のリサイクルについては、回収箱を設けて取り組んでいます。他方で、市内に3店ほどあるドラッグストアでは、こうした活動が一切取り組まれていないことに気づきます。業態によってこのようならばつきがあってもいいのかなと、いささか疑問に感じるわけです。

リサイクルに取り組むかどうかは、あくまでも事業者の任意としておいて、市としては、そこに要請や指導はしないのでありましょうか、お考えを示していただきたい次第です。

最後に、スプレー缶の回収について取り上げます。

この点は、先だって市長の記者会見で言及がありましたが、本議会においても説明いただきたく思います。本市としては、穴をあけずに回収ということで、今までもこれからもよろしいのか否か、端的にお答えください。

関連して、過去にごみ収集員がけがをするような危険なごみの出し方があったのかもお聞きします。そういう事例があれば、お示しいただきたいと思います。

そして、引き続きごみ出しのマナーに関して市民が注意すべき点があれば、この機会に示していただきたいものであります。

以上で壇上からの質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、生ごみ堆肥化施設の稼働状況についてであります。

士別市バイオマス資源堆肥化施設における生ごみの受け入れについては、供用開始となった平成25年4月当初は、朝日地区のみの収集でありましたが、士別地区の分別収集が開始されたのが25年10月と年度途中であったことから、25年度は1,305トン、26年度は1,730トン、32.6%の増となったところであり、また、野菜残渣については、25年度は622トン、26年度は収穫野菜の品質向上により廃棄量が減少したことから、391トンと、37.1%減となりました。全体の処理量は、25年度は2,942トン、26年度は3,065トンとなり、前年比4.2%の増となっております。

施設の愛称については、当初、市内部で検討しましたが、直接市民が利用される施設でないことから、製造する堆肥製品に愛称をつけることにより、市民に親しみを持ってもらうよう考えたところです。

次に、ごみの収集量、埋め立て量の推移についてであります。

22年度から26年度までの5カ年間で士別市のごみの総排出量は5.0%の減となっております、特

に生ごみの分別収集が開始された25年度以降は、一般ごみの排出量が大幅に減少し、最終処分場への埋め立て量は39.2%の減となっております。この間の市民1人一日当たりの排出量は、年度ごとに若干の差はあるものの、1,160グラム前後のほぼ横ばいの状況です。

24年3月に策定した士別市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ総排出量と比較いたしますと、26年度におけ廃棄物総排出量は8,585トンに対し、8,782トンと、計画を若干上回っておりますが、現在までに実施している21分別収集により、埋め立て量は5,240トンに対し、4,366トンと、計画より大幅に減少しているところであります。

ごみの発生を減らすリデュースの実現については、現在、市内大型店でのマイバッグの持参率が9割を超え、また、リユース食品の使用も増加傾向にあることから、市民の環境、ごみ減量化に対する関心は高いものであります。

今後は、これらに加え、過剰包装しない、必要な量のみを購入する、物を大切に使うといった代表的なリデュース行動の促進を課題とし、市民並びに事業者の意識向上、さらに一層の啓発に努めてまいります。

次に、生ごみ専用収集袋とカラスの学習能力の件についてであります。

25年10月の士別地区での生ごみ分別収集の開始からカラス対策の黄色い袋を指定し、利用をお願いしておりますが、この専用袋は、食料を探す手段として、大半を視覚に頼るカラスが袋の中身を識別しづらい顔料を材料に作成されております。

このカラス対策については、現在まで本市を含め、道内外15の自治体で採用され、効果が確認されており、指定後においてカラスの被害が理由による中止はない状況です。しかしながら、カラスの学習能力は高いとされており、この袋使用により、全ての被害を防止できるというものではありませんので、市民の皆様にはネット、コンテナ、ステーション等の使用によるカラス対策を引き続き実施していただくようお願いをしているところであります。

次に、量販店への指導についてです。

現在、コンビニエンスストア、大手スーパーなどに設置されている缶、瓶、ペットボトル、食品トレイ、牛乳パックなどの回収ボックスは、各事業者において自主的に設置されています。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法では、特定事業者に再商品化、資源化の責任を負わせ、市町村には家庭から排出された容器包装について、収集、分別、異物除去などを行うものとし、それぞれの責任を明確化しているところです。

議員御指摘のとおり、市内ドラッグストアでは、このようなボックスの設置はありませんが、ノーレジ袋とすることで、ポイントを付与するなどして、独自のごみ減量化対策、リデュースを実施しているところです。

今後も士別市廃棄物の適切処理及び資源化再利用の促進に関する条例で規定している市民、事業者の責務を遵守していただくよう、士別市ごみ減量化推進協議会と連携しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、スプレー缶の回収方法についてであります。

スプレー缶の穴あけが原因と見られる死亡火災事故及び収集時の爆発事故が全国的に発生し道内各地においても、排出、収集方法の見直しが進められています。本市においては、ホームページ、ごみ収集カレンダー、ごみ分別事典等で、スプレー缶及び使い捨てライターなどの危険ごみについては、従前より中身を使い切ってからごみとして出すようにお知らせしておりますが、8月26日の市長定例会見でも、火災事故防止のため、穴をあけずに使い切った上で排出するようお願いしたところであり、9月15日号広報お知らせ版でも改めて掲載したところあります。

今後も事故を防止するため、排出時及び収集時の注意喚起を行っていくのとあわせ、スプレー缶については、適正処理困難廃棄物に指定し、製造業者の責任による自主回収ルートを構築するよう、市長会等を通じて国に要望をするなどの働きかけを行っていきたいと考えております。

また、過去における収集作業時の事故については、スプレー缶が原因と思われる作業員のけが、収集車両の事故の発生はない状況であります。

廃棄物の減量化適正処理については、市の努力は当然であります。市民並びに事業者の協力により実現されるものと考えておりますので、引き続き市のホームページ及び広報法等を通じてごみの減量化並びに排出マナー等の遵守について周知に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） カラスにも聞いてみます。どうもありがとうございました。終わります。

---

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 2時27分散会）